

議第162号

財産の処分につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年 9月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

財産の処分につき議決を求めることについて

次のように財産を処分することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第3条の規定に基づき、議決を求める。

財産の種類、数量および処分予定価格

- | | |
|----------|------------------|
| 1 財産の種類 | 土地 |
| 2 処分面積 | 113,346.48平方メートル |
| 3 処分予定価格 | 1,718,546,895 円 |
| 4 処分の目的 | 普通財産の売却による処分 |

（参 考）

財産の所在地 滋賀県草津市草津一丁目、大路一丁目、大路二丁目、北山田町および下笠町

契約の相手方 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市長 橋 川 涉